

街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地に所在する遊休不動産の活用及び流通を促進するため、空き店舗等の所有者が負担する事業費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリアをいう。
- (2) 空き店舗等 中心市街地に所在する遊休不動産のうち空き店舗、空き事務所及び空き家をいう。

(補助対象エリア)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象エリア」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した事業
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた空き店舗等を活用する事業
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助事業を実施する空き店舗等の所有者
- (2) 市税の滞納がないこと。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費、補助率等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとし、補助率及び補助金の上限額は、別表4のとおりとする。

- 2 補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条に規定する交付申請書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、同条第3号に規定する書類は、別表5のとおりとする。

(決定の通知)

第8条 規則第6条第1項に規定する交付決定通知書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）とする。

(補助事業の変更)

第9条 規則第8条第1項に規定する変更申請書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業変更申請書（様式第3号）とする。

- 2 規則第8条第1項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となるとき。
- (2) 補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。
- (3) 交付申請時に提出した見積書等の徴取先とは異なる者に発注等を行う場合において、その相手方が市内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

- 3 規則第8条第3項に規定する交付変更通知書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付変更通知書（様式第4号）とする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、市長が別に定める日までに補助事業を完了しなければならない

ない。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業実績報告書(様式第5号)とし、同条第3号に規定する書類は、別表6のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了日から30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条に規定する確定通知書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金確定通知書(様式第6号)とする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 規則第14条第2項に規定する交付請求書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付請求書(様式第7号)とする。

(交付の取消し)

第14条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを決定したときは、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 規則第16条に規定する返還命令書は、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金返還命令書(様式第9号)とする。

(経過報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後に市長から報告を求められた場合は、速やかに佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業実施状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿書類の整備、閲覧等)

第17条 補助事業者は、交付請求額の算出基礎を明らかにした帳簿書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し、前項の帳簿書類の閲覧を求め、又は必要な報告を求めることができる。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

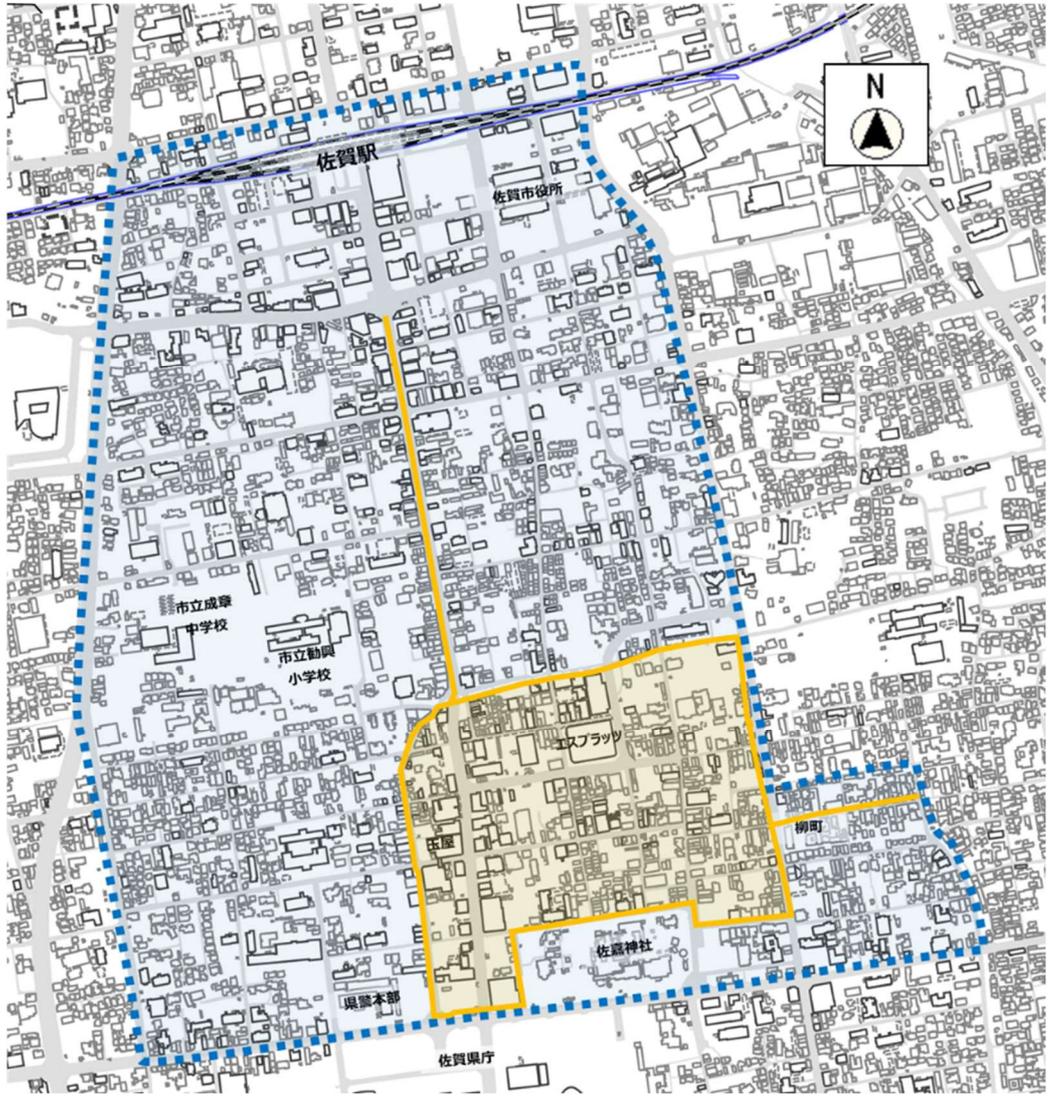
この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象エリア	
中心市街地	<p>下図の  で示した区域 (次に掲げる町字の区域)</p> <p> 駅前中央一丁目、駅南本町、唐人一丁目、唐人二丁目、 神野東一丁目、天神一丁目、天神二丁目、愛敬町、 大財一丁目、大財三丁目、白山一丁目、白山二丁目、 呉服元町、栄町、成章町、八幡小路、中央本町、 中の小路、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、 松原四丁目、堀川町、柳町 </p>
重点エリア	<p>下図の  で示した区域及び道路に接する敷地</p>



別表 2（第 4 条関係）

補助事業	補助要件
補助対象エリアに所在する空き店舗等を出店者に貸し出すことを目的として整備する事業	<p>(1) 入居者の確約があること。</p> <p>(2) 入居者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間時間（午前 9 時から午後 6 時まで）の営業時間が 3 時間以上の事業であること。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業を含むものでないこと。 ・ 上記に掲げるもののほか、市長が不適合と認めるものでないこと。

別表 3（第 6 条関係）

<p>補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費（既存設置物の処分費を含む。） <p>※補助対象経費とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税額及び地方消費税額 ・ 什器、備品等の購入費 ・ 国、県又は市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けるもの ・ 市内に事務所又は事業所を有するもの以外から見積書等を徴取したもの（ただし、市長が認める場合を除く。）

別表 4（第 6 条関係）

補助対象エリア	補助率	補助上限額
重点エリア	補助対象経費の 3 分の 2	200 万円
重点エリア以外	補助対象経費の 3 分の 2	150 万円

別表 5（第 7 条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 誓約書(2) 事業の概要が分かる資料（位置図、工事に係る図面）(3) 現況写真(4) 工程表(5) 経費の内訳が分かるもの（見積書等）(6) 見積りに係る理由書(7) 市税の完納証明書(8) 施設入居に係る確約書(9) その他参考となる資料 |
|--|

備考 この表の(6)においては、市外事業者から見積書を徴取する場合に限る。

別表 6（第 11 条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 事業の概要が分かる資料（工事に係る図面等）(2) 出来高設計書(3) 工事請負契約書の写し(4) 工事完了届の写し(5) 工程写真(6) 支払の根拠となる資料（領収書の写し等）(7) 施設入居に係る確約書(8) その他参考となる資料 |
|---|

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付申請書

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助事業の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業計画書（別記様式第1-1） <input type="checkbox"/> 収支予算書（別記様式第1-2） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	

様式第2号（第8条関係）

佐市中振第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助事業の経費所要額		円	
交付決定金額			
交付条件		・ 補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業変更申請書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業について、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助事業の変更の内容			
変更の理由			
補助事業の変更後の経費所要額		円	
変更後の交付申請金額		円	
補助事業の完了予定年月日	変更前	年	月 日
	変更後	年	月 日
変更の（予定）年月日		年	月 日
添付書類		<input type="checkbox"/> 補助事業の変更の内容が分かる書類として市長が必要と認めるもの	

様式第4号（第9条関係）

佐市中振第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付変更通知書

年 月 日付で申請又は報告のあった補助金の交付決定内容については、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助事業の変更の内容			
変更後の交付決定金額		円	
変更後の交付条件		・補助事業の経費所要額又は事業内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）	
変更の理由			

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業実績報告書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の実績について、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助事業の完了年月日		年	月 日
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち補助対象金額			円
上記に係る補助金の額			円
添付書類		<input type="checkbox"/> 事業報告書（別記様式第2-1） <input type="checkbox"/> 収支決算書（別記様式第2-2） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの	

様式第6号（第12条関係）

佐市中振第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助金の交付決定金額			円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額			円
補助金の交付確定金額			円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付請求書

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
補助金の交付決定金額			円
補助金の交付確定金額			円
交付請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座 普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第8号（第14条関係）

佐市中振第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け佐市中振第 号で交付決定した補助事業については、次のとおり取消しを決定したので、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
交付決定金額			円
取消金額			円
取消事由			

様式第9号（第15条関係）

佐市中振第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金返還命令書

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日			まで
返 還 理 由				
返 還 方 法				
補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業	
補助金の交付決定金額				円
補助事業の経費精算額のうち 補助対象金額				円
補助金の交付確定金額				円

様式第10号（第16条関係）

年 月 日

佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

（法人の場合は、記名押印してください。）

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業実施状況報告書

年 月 日付け佐市中振第 号で補助金の交付確定を受けた補助事業の状況について、佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助事業の名称	街なか遊休不動産マッチング推進事業
交 付 金 額			円
報 告 対 象 期 間	令和 年 月 日から		
	令和 年 月 日まで		
補 助 事 業 完 了 後 の 状 況			
添 付 書 類		<input type="checkbox"/> 市長が必要と認めるもの	